令和８年（フ）第１０９号
三重県志摩市阿児町神明1177番地12
債務者　久保田杏莉
1　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和８年（フ）第３５８号
岡山県倉敷市中庄677番地２　くらしきグリーンハイツ101、転居前の住所岡山県倉敷市川入892番地１　ハーベスト川入201
債務者　小林　利江
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第５３３号
相模原市緑区原宿４丁目15番13号　Ｇｒａｎｄｉｒ　グランディール202号
債務者　仲戸華奈子（旧姓大山）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５３６号
相模原市南区西大沼１丁目５番17号　エクセルハイムＢ102
債務者　帯刀　祐樹（旧姓　齋藤）
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第５４７号
相模原市南区下溝1089番地１　福寿さがみ南下溝
債務者　柴山　　茂
1　決定年月日時　令和８年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２９７号
群馬県伊勢崎市境上渕名964番地10　ベルピアドリーム上渕名Ａ205
債務者　岡田　康志
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３３１号
群馬県伊勢崎市中町722番地４
債務者　大場　浩孝
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３３２号
群馬県伊勢崎市中町722番地４
債務者　大場かおり
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３５０号
群馬県伊勢崎市八斗島町９番地１、旧住所群馬県伊勢崎市上田町209番地１
債務者　橋本　廣子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７７１号
埼玉県鴻巣市吹上富士見４丁目13番10―505号
債務者　小林　美穂
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８１６号
埼玉県川口市戸塚２丁目９番３―406号　シュネーバーレン
債務者　金子　久美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８４７号
埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町２丁目６番地の２　コーポ悠久103号
債務者　青木　絵里
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８８２号
埼玉県幸手市南３丁目24番12号
債務者　岡島　大介
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１８８９号
埼玉県上尾市大字上尾村1269番地１　ビレッジハウス上尾向原１―402
債務者　船津　正光
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４５１号
埼玉県八潮市大字大曽根479番地
債務者　小倉　明美（旧姓瓜生）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４８６号
埼玉県三郷市新和２丁目190番地10
債務者　村山　正充
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係